**○文部科学省告示第四号**

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

| 指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称 | 指定をした日 | 指定の有効期間 | 指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間 |
|---|---|---|---|---|
| コンスタンティーヌのユダヤ人街の情景 | 平成二十九年一月三十一日 | 平成二十九年二月十五日から同年六月十日まで | 株式会社ＴＢＳテレビ<br>事業局長　吉田　尚子<br>東京都港区赤坂五―三―六 | 国立西洋美術館<br>東京都台東区上野公園七―七<br>平成二十九年二月二十八日から同年五月二十八日まで |
| 床に座るアルジェのユダヤ人女性 | 同右 | 同右 | 独立行政法人国立美術館国立西洋美術館<br>館長　馬渕　明子<br>東京都台東区上野公園七―七 | 同右 |

**○海上保安庁告示第四号**

航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）第六条第一項第四号、第五号ロ及びハ、第十五号ハ、第十六号ロ及び第十七号、第十九条第一項第四号並びに別表第一の備考の規定に基づき、航路標識の設備の基準等を定める告示を次のように定める。

平成二十九年一月三十一日

海上保安庁長官　中島　敏

航路標識の設備の基準等を定める告示

（用語の定義）

**第一条**　この告示において使用する用語は、航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（標体及び頭標の塗色の基準）

**第二条**　規則第六条第一項第四号及び第十九条第一項第四号の海上保安庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

一　塗色は、次の表の上欄に掲げる色の区分に応じ、日本工業規格Ｚ八七八一―三の色度図において、それぞれ同表の下欄に掲げる領域内の色度を有すること。

| 色 | 領域 |
|---|---|
| 白 | ｘ座標〇・三五〇ｙ座標〇・三六〇の点、ｘ座標〇・三〇〇ｙ座標〇・三一〇の点、ｘ座標〇・二九〇ｙ座標〇・三一〇の点及びｘ座標〇・三四〇ｙ座標〇・三七〇の点を順次に結んだ線により囲まれた領域 |
| 黒 | ｘ座標〇・三八五ｙ座標〇・三五五の点、ｘ座標〇・三〇〇ｙ座標〇・二七〇の点、ｘ座標〇・二六〇ｙ座標〇・三一〇の点及びｘ座標〇・三四五ｙ座標〇・三九五の点を順次に結んだ線により囲まれた領域 |
| 赤 | ｘ座標〇・六九〇ｙ座標〇・三一〇の点、ｘ座標〇・五九五ｙ座標〇・三一五の点、ｘ座標〇・五六九ｙ座標〇・三四一の点及びｘ座標〇・三四五の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域 |
| 黄 | ｘ座標〇・五二二ｙ座標〇・四七七の点、ｘ座標〇・四七〇ｙ座標〇・四四〇の点、ｘ座標〇・四二七ｙ座標〇・四八三の点及びｘ座標〇・四六五ｙ座標〇・五三四の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域 |
| 緑 | ｘ座標〇・三一三ｙ座標〇・六八二の点、ｘ座標〇・三一三ｙ座標〇・四五三の点、ｘ座標〇・二三八ｙ座標〇・四〇二の点及びｘ座標〇・〇〇四ｙ座標〇・六三二の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域 |
| 青 | ｘ座標〇・〇七八ｙ座標〇・一七一の点、ｘ座標〇・一九六ｙ座標〇・二五〇の点、ｘ座標〇・二二五ｙ座標〇・一八四の点及びｘ座標〇・一三七ｙ座標〇・〇三八の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域 |

二　当該塗色に係る視感反射率は、次に掲げる色の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

イ　白　七十五パーセント以上

ロ　黒　三パーセント以下

ハ　赤　七パーセント以上

ニ　黄　五十パーセント以上

ホ　緑　十二パーセント以上

ヘ　青　七パーセント以上

（灯質の基準）

**第三条**　規則第六条第一項第五号ロの海上保安庁長官が定める基準は、次の表の上欄に掲げる色の区分に応じ、日本工業規格Ｚ八七八一―三の色度図において、それぞれ同表の下欄に掲げる領域内の色度を有することとする。

| 色 | 領域 |
|---|---|
| 白 | ｘ座標〇・四四〇ｙ座標〇・三八二の点、ｘ座標〇・二八五ｙ座標〇・二六四の点、ｘ座標〇・二八五ｙ座標〇・三二二の点、ｘ座標〇・四四〇の点及びｘ座標〇・四五三ｙ座標〇・三八二の点を順次に結んだ線により囲まれた領域 |
| 赤 | ｘ座標〇・七一〇ｙ座標〇・二九〇の点、ｘ座標〇・六九〇ｙ座標〇・二九〇の点、ｘ座標〇・六六〇ｙ座標〇・六八〇ｙ座標〇・三二〇の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域 |
| 黄 | ｘ座標〇・五八六五ｙ座標〇・四一三の点、ｘ座標〇・五八一ｙ座標〇・四一一の点、ｘ座標〇・五五五ｙ座標〇・四三五の点及びｘ座標〇・五六〇ｙ座標〇・四四〇の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域 |
| 緑 | ｘ座標〇・〇〇九ｙ座標〇・七二〇の点、ｘ座標〇・二八四ｙ座標〇・五二〇の点、ｘ座標〇・二〇七ｙ座標〇・三九七の点及びｘ座標〇・〇一三ｙ座標〇・四九四の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域 |
| 青 | ｘ座標〇・一〇四ｙ座標〇・一の点、ｘ座標〇・一五ｙ座標〇・一の点、ｘ座標〇・一七五ｙ座標〇・〇七の点及びｘ座標〇・一四九ｙ座標〇・〇二五の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域 |